

第1回

出雲市・斐川町 合併協議会

日時：平成22年5月14日（金）午後3時から
場所：出雲市今市町 ラピタ ウェディングパレス

会議資料



第 1 回出雲市・斐川町合併協議会 会議次第

日時：平成 22 年 5 月 14 日（金）午後 3 時～

場所：出雲市今市町 ラピタウエディングパレス

開 会

- 1 会長・副会長あいさつ
- 2 来賓あいさつ
- 3 協議会委員委嘱及び紹介
- 4 出雲市・斐川町合併協議会設立の経緯について …p5
- 5 議 事
 - (1) 会議録署名委員の指名について …p6
 - (2) 報告事項
 - 報告第 1 号 出雲市・斐川町合併協議会規約について …p9
 - 報告第 2 号 出雲市・斐川町合併協議会幹事会規程について …p15
 - 報告第 3 号 出雲市・斐川町合併協議会ワーキンググループ規程について …p19
 - 報告第 4 号 出雲市・斐川町合併協議会プロジェクト規程について …p25
 - 報告第 5 号 出雲市・斐川町合併協議会事務局規程について …p29
 - 報告第 6 号 出雲市・斐川町合併協議会事務局参与設置規程について …p33
 - 報告第 7 号 出雲市・斐川町合併協議会財務規程について …p35
 - 報告第 8 号 出雲市・斐川町合併協議会委員等の公務災害補償の取扱いについて …p39

(3) 議案事項

議案第 1 号	出雲市・斐川町合併協議会会議運営規程について	…p41
議案第 2 号	出雲市・斐川町合併協議会会議傍聴規程について	…p45
議案第 3 号	出雲市・斐川町合併協議会会議録等公開規程について	…p49
議案第 4 号	出雲市・斐川町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について	…p51
議案第 5 号	出雲市・斐川町合併協議会会議運営申し合わせ事項について	…p57
議案第 6 号	出雲市・斐川町合併協議会監査委員の選任の同意について	…p59
議案第 7 号	平成 22 年度出雲市・斐川町合併協議会事業計画について	…p61
議案第 8 号	平成 22 年度出雲市・斐川町合併協議会予算について	…p64
議案第 9 号	新市基本計画策定方針について	…p74

(4) 協議事項

協議第 1 号	合併協定項目及び合併協定項目の調整方針について	…p78
協議第 2 号	合併の方式について	…p90
協議第 3 号	合併の期日について	…p94
協議第 4 号	新市の名称について	…p96
協議第 5 号	新市の事務所の位置について	…p100

6 その他

- ・ 今後の協議会開催予定について …p102

閉 会

出雲市・斐川町合併協議会 委員等名簿

所 属	出 雲 市	斐 川 町
市長・町長	◎ <small>ながおか</small> 長岡 <small>ひでと</small> 秀人	○ <small>かつべ</small> 勝部 <small>かつあき</small> 勝明
議 長	<small>やましろう</small> 山代 <small>ひろし</small> 裕始	<small>なかばやし</small> 中林 <small>のぶお</small> 信夫
議 員	<small>てらだ</small> 寺田 <small>まさひろ</small> 昌弘	<small>くろだ</small> 黒田 <small>みつる</small> 充
	<small>ふくしろ</small> 福代 <small>ひでひろ</small> 秀洋	<small>た た の</small> 多々納 <small>ひろし</small> 弘
学識経験者	<small>ばんだい</small> 萬代 <small>のぶお</small> 宣雄	<small>すとう</small> 周藤 <small>まさお</small> 昌夫
	<small>えだ</small> 江田 <small>こだか</small> 小鷹	<small>おか</small> 岡 <small>まさあき</small> 正明
	<small>たけだ</small> 武田 <small>むつひろ</small> 睦弘	<small>すだ</small> 須田 <small>ひでお</small> 日出男
	<small>まつうら</small> 松浦 <small>つよし</small> 剛司	<small>しょうじ</small> 昌子 <small>よしみ</small> 好見
	<small>わたなべ</small> 渡部 <small>みちこ</small> 美知子	<small>しもで</small> 下手 <small>やすこ</small> 泰子

◎ 会長、○ 副会長

所 属	出 雲 市	斐 川 町
監査委員	<small>かつべ</small> 勝部 <small>いちろう</small> 一郎	<small>おむら</small> 小村 <small>かつとし</small> 克利

出雲市・斐川町合併協議会 幹事会名簿

所 属	氏 名	職 名
出 雲 市	◎ 黒目 俊 策	副 市 長
	河内 幸 男	副 市 長
	伊藤 功	総合政策部長
斐 川 町	○ 吉田 稔	副 町 長
	高田 茂 明	参 事

◎ 幹事長、○ 副幹事長

出雲市・斐川町 教育長名簿

所 属	氏 名	職 名
出 雲 市	中 尾 一 彦	教 育 長
斐 川 町	青 木 充 之	教 育 長

出雲市・斐川町合併協議会 事務局職員名簿

役 職	氏 名	所 属	備 考
事務局長	鎌田 靖志	出雲市	総括
参 与	奈良井 浩人	島根県	専門的助言・調整
事務局次長	今岡 範夫	出雲市	(調整1班班長兼務) 総務・企画、財政、議会、消防関係
	川内 章正	斐川町	(調整2班班長兼務) 住民・福祉、教育・文化、産業、 建設・上下水道関係
総務班班長	三浦 俊明	出雲市	基本計画、財政計画、会議運営、 庶務・広報
総務班班員	鬼村 修治	斐川町	
調整1班班員	周藤 学	斐川町	
調整2班班員	園山 博之	出雲市	

出雲市・斐川町合併協議会設立の経緯について

年 月 日	事 項
平成14年12月27日	●「出雲地区合併協議会(2市5町)」の設置
平成15年12月 7日	●平田市・斐川町で合併の賛否を問う住民投票を実施
12月31日	●「出雲地区合併協議会(2市5町)」を廃止
平成16年 3月18日	□「出雲地区合併協議会(2市4町)」の設置
平成17年 3月22日	□新「出雲市」(2市4町合併)の誕生
平成20年 3月27日	●「出雲の国広域連携推進研究会」の設置
11月10日	●「出雲市・斐川町合併問題研究会」の設置
平成21年 8月 2日	■斐川町長選挙
10月 2日	●斐川町から出雲市へ「法定合併協議会設置」の依頼
12月18日	■斐川町で合併協議会設置議案を賛成6、反対9で否決
平成22年 2月 9日	■斐川町で住民による合併協議会設置の直接請求(有効署名1,300人)
3月 8日	□出雲市で合併協議会設置議案を賛成27、反対6で可決
3月12日	■斐川町で合併協議会設置議案を賛成6、反対9で否決
4月25日	■斐川町で合併協議会設置の賛否を問う住民投票を実施 賛成 9,842票、反対 7,453票 ＜出雲市・斐川町合併協議会設置が決まる＞
4月26日	●規約に関する両市町の長の協議
5月 1日	●出雲市・斐川町合併協議会設置
5月14日	●第1回出雲市・斐川町合併協議会開催

●：両市町に関連する動き

□：出雲市での動き

■：斐川町での動き

会議録署名委員の指名について（案）

出雲市・斐川町合併協議会会議運営規程第8条の規定に基づき、会議録署名委員は、会議ごとに議長が2名を指名することとなる。

会議運営の円滑化を図るため、会議録署名委員の指名について、あらかじめ次のように取り決めておくものとする。

<取り決め案>

1. 議会委員1名と学識経験を有する委員1名の組み合わせとし、同じ市町の組み合わせはしない。
2. 下表に基づき、出席委員のうちから議長が当日指名する。
3. 該当する区分の委員が全て欠席の場合は、その都度調整する。

回	議会委員	学識経験委員
1	出雲市議会	斐川町
2	斐川町議会	出雲市
3	出雲市議会	斐川町
4	斐川町議会	出雲市
5	出雲市議会	斐川町
6	斐川町議会	出雲市
7	出雲市議会	斐川町
8	斐川町議会	出雲市

※ 以降、同様の組み合わせで指名していくものとする。

第1回出雲市・斐川町合併協議会会議録署名委員

	議会委員	学識経験委員
市 町 名	出雲市	斐川町
氏 名		

報告第1号

出雲市・斐川町合併協議会規約について、次のとおり報告する。

平成22年5月14日

出雲市・斐川町合併協議会
会長 長岡秀人

出雲市・斐川町合併協議会規約について

出雲市及び斐川町の合併による新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成22年5月1日付けで出雲市・斐川町合併協議会規約を施行したので報告する。

出雲市・斐川町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 出雲市及び斐川町（以下「両市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の名称)

第2条 この協議会は、出雲市・斐川町合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に関する協議
- (2) 法第6条の規定に基づく合併市町村基本計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、出雲市今市町70番地出雲市役所内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、両市町の長のうちから両市町の長が協議し定めた者をもって充てる。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 両市町の議会の議長
- (2) 両市町の議会が推薦する議員各2名
- (3) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者12名以内

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことはできない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

(関係職員等の出席)

第11条 会長は、必要に応じて両市町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第12条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(市長・町長会及び幹事会)

第13条 会議に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に市長・町長会及び幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務に従事する職員は、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第15条 協議会に要する経費は、両市町で協議して負担するものとする。

2 両市町は、前項の規定による負担金を、年度開始後速やかに協議会に納付しなければならない。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、会長が両市町の監査委員のうちから会議の同意を得て委嘱した両市町の監査委員各1名が行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市町の例により会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 協議会の委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

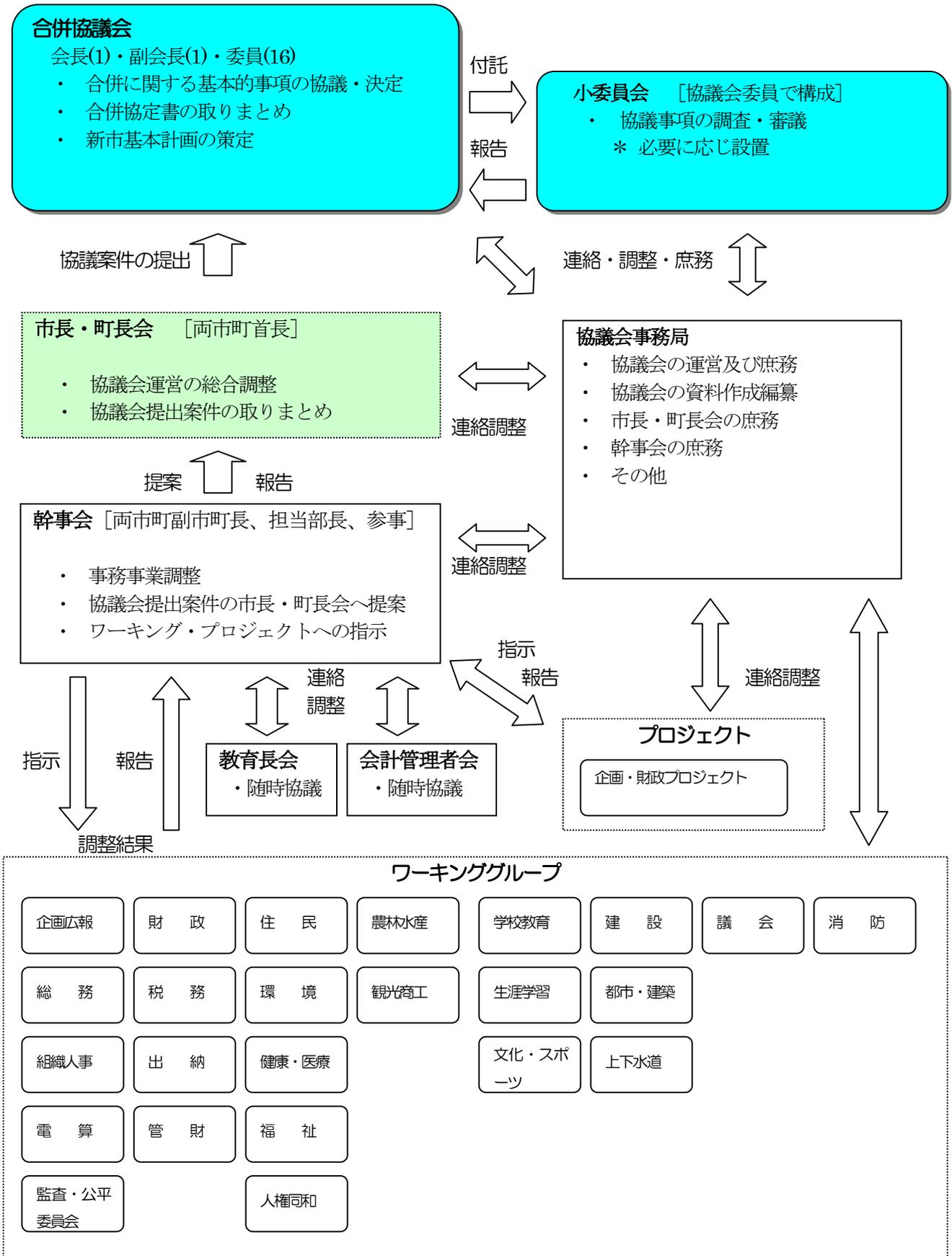
(施行期日)

1 この規約は、両市町の長が協議して定めた日から施行する。

(経過措置)

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第15条第2項中「年度開始後」とあるのは「協議会の予算成立後」と読み替えるものとする。

出雲市・斐川町合併協議会 組織体制



報告第 2 号

出雲市・斐川町合併協議会幹事会規程について、次のとおり報告する。

平成 22 年 5 月 14 日

出雲市・斐川町合併協議会
会長 長 岡 秀 人

出雲市・斐川町合併協議会幹事会規程について

出雲市・斐川町合併協議会規約第 13 条第 1 項の規定に基づき協議会に提案する必要な事項を協議又は調整するための幹事会について、同条第 2 項の規定に基づき、その組織及び運営に関する事項を定めたので報告する。

なお、同規程第 4 条第 2 項に規定する幹事長及び副幹事長については、同条第 3 項の規定に基づき、幹事の互選により下記のとおり選出したので、あわせて報告する。

記

幹事長 出雲市副市長 黒目俊策

副幹事長 斐川町副町長 吉田稔

出雲市・斐川町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、出雲市・斐川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第2項の規定に基づき、出雲市・斐川町合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 協議会に提案する必要な事項についての協議又は調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、出雲市及び斐川町の合併に必要な事項についての協議又は調整に関すること。

(幹事)

第3条 幹事は、出雲市の副市長及び総合政策部長並びに斐川町の副町長及び企画担当参事の職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

- 2 幹事会に幹事長及び副幹事長の役員を置く。
- 3 役員は、幹事の互選により選出する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、会議を主宰し、会議の議長となる。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ワーキンググループ等)

第7条 幹事会は、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- 2 幹事会は、所掌事務に関する専門的事項について、必要に応じてプロジェクトを置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について、協議会の会長（以下「会長」という。）に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

報告第3号

出雲市・斐川町合併協議会ワーキンググループ規程について、次のとおり報告する。

平成22年5月14日

出雲市・斐川町合併協議会
会長 長 岡 秀 人

出雲市・斐川町合併協議会ワーキンググループ規程について

出雲市・斐川町合併協議会規約第3条に掲げる事項について、幹事会の指示を受け、専門的に協議又は調整するためのワーキンググループについて、出雲市・斐川町合併協議会幹事会規程第7条第1項の規定に基づき、必要な事項を定めたので報告する。

出雲市・斐川町合併協議会ワーキンググループ規程

(趣旨)

第1条 この規程は、出雲市・斐川町合併協議会幹事会規程第7条第1項の規定に基づき、出雲市・斐川町合併協議会（以下「協議会」という。）のワーキンググループの組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、協議会の幹事会（以下「幹事会」という。）の指示を受け、出雲市・斐川町合併協議会規約第3条に掲げる事務について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 ワーキンググループは、別表に掲げる組織とする。

(役員)

第4条 ワーキンググループにそれぞれ次の役員を置く。

- (1) リーダー 1名
- (2) サブリーダー 1名

2 役員は、ワーキンググループの構成員の協議により定めるものとする。

(役員職務)

第5条 リーダーは、ワーキンググループを代表し、会務を総理する。

2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ワーキンググループの会議（以下「会議」という。）は、幹事会の要請により、又はリーダーが必要に応じて随時開催するものとする。

2 リーダーは、会議の議長となる。

3 リーダーは、必要に応じて関係者等の出席を要請することができる。

4 ワーキンググループは、必要に応じて関係するワーキンググループと合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 リーダーは、ワーキンググループの協議経過及び結果について、幹事会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 ワーキンググループの庶務は、リーダーの属する市町の担当部局が行う。

(費用弁償)

第9条 第6条第3項に規定する関係者等が会議に出席したときの費用弁償は、協議会の

会長の属する市町の例により支給する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

ワーキンググループ名	所 管 課		構成員
	出雲市	斐川町	
企画広報	政策企画課 広報情報課 自治振興課 市民活動支援課 防災交通課 産業振興課	企画財政課 総務課 商工観光課	左欄に掲げる所管課に属する職員
総務	総務課 政策企画課 秘書課 行政改革推進課 自治振興課 防災交通課	総務課 企画財政課	同上
組織人事	人事課	総務課	同上
電算	総務課 財政課 市民税課 資産税課 会計契約課 市民課 福祉推進課 子育て支援課 高齢者福祉課 健康増進課 保険年金課 出納室	総務課 企画財政課 町民課 税務課 会計課 健康福祉課	同上
監査・公平委員会	監査委員事務局	議会事務局	同上
財政	財政課 会計契約課	企画財政課 総務課 土木課	同上

ワーキンググループ名	所 管 課		構 成 員
	出雲市	斐川町	
税務	市民税課 資産税課 収納課	税務課	左欄に掲げる所管課に属する職員
出納	出納室	会計課 総務課	同上
管財	財政課	総務課	同上
住民	市民課 総務課	町民課 総務課	同上
環境	環境生活課 市民課	環境政策課	同上
健康・医療 (国保含む)	健康増進課 保険年金課 総合医療センター	健康福祉課 町民課	同上
福祉 (介護含む)	福祉推進課 子育て支援課 高齢者福祉課	健康福祉課	同上
人権同和	人権同和政策課 市民活動支援課 学校教育課	生涯学習課 総務課	同上
農林水産	農業振興課 産業振興課 農林基盤課 水産振興課	農林振興課 農業委員会 土木課 ブランド推進室	同上
観光商工	観光交流推進課 産業振興課	商工観光課 環境政策課 ブランド推進室	同上

ワーキンググループ名	所 管 課		構 成 員
	出雲市	斐川町	
学校教育	教育政策課 学校教育課 教育施設課 出雲科学館 青少年育成課 学校給食課	学校教育課 学校給食共同調理場	左欄に掲げる所管課に属する職員
生涯学習	市民活動支援課 出雲科学館 自治振興課 出雲中央図書館 青少年育成課	生涯学習課 図書館	同上
文化・スポーツ	文化スポーツ課 文化財課	生涯学習課	同上
建設	建設企画課 道路建設課 道路河川維持課 地籍調査課	土木課	同上
都市・建築	都市計画課 まちづくり推進課 建築住宅課	土木課 環境政策課	同上
上下水道	水道営業課 水道施設課 下水道管理課 下水道建設課	土木課 水道局 環境政策課	同上
議会	議会事務局	議会事務局	同上
消防	消防本部 消防総務課 予防課 警防課 指令課	総務課	同上

報告第4号

出雲市・斐川町合併協議会プロジェクト規程について、次のとおり報告する。

平成22年5月14日

出雲市・斐川町合併協議会
会長 長 岡 秀 人

出雲市・斐川町合併協議会プロジェクト規程について

出雲市・斐川町合併協議会規約第3条に掲げる事項について、幹事会の指示を受け、専門的に協議又は調整するためのプロジェクトについて、出雲市・斐川町合併協議会幹事会規程第7条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めたので報告する。

出雲市・斐川町合併協議会プロジェクト規程

(趣旨)

第1条 この規程は、出雲市・斐川町合併協議会幹事会規程第7条第2項の規定に基づくプロジェクトの組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトは、出雲市・斐川町合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会（以下「幹事会」という。）の指示を受け、出雲市・斐川町合併協議会規約第3条に掲げる事務のうち、次の事項について協議又は調整するものとする。

- (1) 合併市町村基本計画に関すること。
- (2) 新市の財政計画に関すること。

(組織)

第3条 プロジェクトは、別表に掲げる組織とする。

(役員)

第4条 プロジェクトにそれぞれ次の役員を置く。

- (1) 企画リーダー 1名、財政リーダー 1名
- (2) 企画サブリーダー 1名、財政サブリーダー 1名

2 役員は、プロジェクトの構成員の協議により定めるものとする。

(役員職務)

第5条 企画リーダー、財政リーダー（以下「リーダー」という。）は、プロジェクトを代表し、会務を総理する。

2 企画サブリーダー、財政サブリーダーは、それぞれのリーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 プロジェクトの会議（以下「会議」という。）は、幹事会の要請により、又はリーダーが必要に応じて開催するものとする。

2 リーダーの協議により、何れかのリーダーが会議の議長となる。

3 リーダーは、必要に応じて関係者等の出席を要請することができる。

(報告)

第7条 リーダーは、プロジェクトの協議経過及び結果について、幹事会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 プロジェクトの庶務は、協議会の事務局が行う。

(費用弁償)

第9条 第6条第3項に規定する関係者等が会議に出席したときの費用弁償は、協議会の

会長の属する市町の例により支給する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、プロジェクトの組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

プロジェクト名	協議事項	所管課		構成員
		出雲市	斐川町	
企画・財政プロジェクト	第2条に掲げる事項	政策企画課 財政課	企画財政課	左欄に掲げる所管課に属する職員

報告第5号

出雲市・斐川町合併協議会事務局規程について、次のとおり報告する。

平成22年5月14日

出雲市・斐川町合併協議会
会長 長岡秀人

出雲市・斐川町合併協議会事務局規程について

出雲市・斐川町合併協議会規約第14条第1項の規定に基づき協議会の事務を処理するため協議会に事務局を設置することについて、同条第3項の規定に基づき、必要な事項を定めたので報告する。

出雲市・斐川町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、出雲市・斐川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第14条第3項の規定に基づき、出雲市・斐川町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関すること。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、班長その他必要な職員を置く。

2 職員の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

3 協議会の会長（以下「会長」という。）は、第1項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて島根県職員を助言者として支援要請することができるものとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職の代理

3 班長は、上司の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 分掌する事務の管理
- (2) 自己の班に属する職員の指揮監督
- (3) 班相互間の連絡及び調整

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算の調製
- (4) 規程、要領等の制定改廃

- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項
(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 協議会の幹事会との調整に関する事。
- (2) 職員研修会の実施に関する事。
- (3) 協議会だよりの編集及び発行に関する事。
- (4) 事務事業実態調査の取りまとめに関する事。
- (5) 物品の購入その他契約の締結に関する事。
- (6) 職員の出張命令に関する事。
- (7) その他事務局の運営に係る基本方針に関する事。

(代決)

第7条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

3 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(公印の取扱い)

第8条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体及び用途は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員の服務)

第9条 職員の服務及び勤務条件については、職員が所属する市町及び関係機関の例によるものとする。

(職員の給与等)

第10条 職員の給与については、職員が所属する市町及び関係機関の負担とする。

2 職員の旅費については、会長の属する市町の例により協議会が支給する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

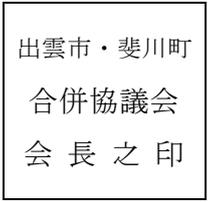
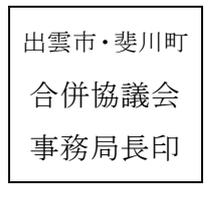
附 則

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

班名	分掌事務
総務班	1 合併市町村基本計画に関すること。 2 新市の財政計画に関すること。 3 協議会の会議に関すること。 4 庶務及び会計に関すること。 5 合併の諸手続に関すること。 6 合併に係る広報に関すること。 7 合併に係る資料の編纂に関すること。 8 人事に関すること。 9 報酬等支給に関すること。 10 予算編成に関すること。 11 その他他の班に属さないこと。
調整 1 班	1 総務・企画に関すること。 2 財政に関すること。 3 議会に関すること。 4 消防に関すること。
調整 2 班	1 住民・福祉に関すること。 2 教育・文化に関すること。 3 産業に関すること。 4 建設・上下水道に関すること。

別表第 2 (第 8 条関係)

1 名称	出雲市・斐川町合併協議会会長の印	出雲市・斐川町合併協議会事務局長の印
2 ひな形		
3 寸法	2.1 cm × 2.1 cm	1.8 cm × 1.8 cm
4 書体	古印体	古印体
5 用途	対外全般	対外全般

報告第6号

出雲市・斐川町合併協議会事務局参与設置規程について、次のとおり報告する。

平成22年5月14日

出雲市・斐川町合併協議会
会長 長 岡 秀 人

出雲市・斐川町合併協議会事務局参与設置規程について

島根県との調整を円滑に行い、また専門的な助言を受けるため、協議会の事務局に参与を置くことについて定めたので報告する。

出雲市・斐川町合併協議会事務局参与設置規程

(設置)

第1条 島根県との調整を円滑に行い、また、専門的な助言を得るため、出雲市・斐川町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に参与を置く。

(職務)

第2条 参与の職務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会に関する専門的助言及び調整
- (2) 合併市町村基本計画に関する専門的助言及び調整
- (3) 前2号に掲げるもののほか、出雲市及び斐川町の合併に関し必要な事項

(任期等)

第3条 参与は、島根県職員をもって充てる。

2 参与の任期は、協議会の解散の日までとする。

(費用弁償等)

第4条 参与の費用弁償の額及び支給方法に関しては、出雲市・斐川町合併協議会事務局規程の旅費に関する規定の例による。

2 参与に対しては、その職務を遂行するうえで必要な便宜供与を行うものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

報告第7号

出雲市・斐川町合併協議会財務規程について、次のとおり報告する。

平成22年5月14日

出雲市・斐川町合併協議会
会長 長岡 秀人

出雲市・斐川町合併協議会財務規程について

出雲市・斐川町合併協議会規約第17条の規定に基づき、協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項について定めたので報告する。

出雲市・斐川町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、出雲市・斐川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第17条の規定に基づき、出雲市・斐川町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、出雲市及び斐川町（以下「両市町」という。）の負担金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに両市町の長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議を経なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

(出納及び現金の保管)

第4条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第5条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから、協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(決算等)

第6条 会長は、毎会計年度終了後3か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを両市町の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか協議会の財務に関し必要な事項は、会長の属する市町の例により、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年5月1日から施行する。ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」と読み替えるものとする。

報告第8号

出雲市・斐川町合併協議会委員等の公務災害補償の取扱いについて、次のとおり報告する。

平成22年5月14日

出雲市・斐川町合併協議会
会長 長 岡 秀 人

出雲市・斐川町合併協議会委員等の公務災害補償の取扱いについて

出雲市・斐川町合併協議会の委員及び監査委員が協議会活動中又は協議会会議等へ出席のための移動中に生じた災害による公務災害補償の取扱いについて定めたので報告する。

出雲市・斐川町合併協議会委員等の公務災害補償の取扱いについて

出雲市・斐川町合併協議会（以下「協議会」という。）規約第7条第1項に規定する委員及び同規約第16条第1項に規定する監査委員（以下「委員等」という。）の公務災害補償の取扱いについては、下記のとおりとする。

記

1 制度の適用

- (1) 委員等のうち、協議会規約第7条第1項第1号及び第2号に規定する委員並びに同規約第16条第1項に規定する監査委員が、協議会活動中又は協議会会議等への出席のための移動中に生じた災害によって、公務災害補償の適用を受けるような場合においては、それぞれの所属する市町により、出雲市の制度〔議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年出雲市条例第33号）〕又は斐川町の制度〔議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年斐川町条例第4号）〕を適用するものとする。
- (2) 協議会規約第7条第1項第3号に規定する委員については、協議会会長の属する市町の例による。

2 事務

1による委員等の公務災害補償事務は、制度を適用する市町において執行するものとする。

3 経費の負担

1により委員等に対し公務災害補償を適用した場合における経費は、両市町が均等に負担するものとする。

4 疑義等の決定

上記に定めるもののほか、この取扱いに関し疑義の生じた事項については、必要に応じ両市町の長が協議して定めるものとする。

議案第1号

出雲市・斐川町合併協議会会議運営規程について、次のとおり提案する。

平成22年5月14日

出雲市・斐川町合併協議会
会長 長 岡 秀 人

出雲市・斐川町合併協議会会議運営規程について

出雲市・斐川町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、会議の運営に関し必要な事項を定めることについて、会議に諮りたいので提出する。

出雲市・斐川町合併協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、出雲市・斐川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第10条第3項の規定に基づき、出雲市・斐川町合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、出雲市・斐川町合併協議会の会長（以下「議長」という。）は、出席した委員の過半数の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に際しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

（議長等の責務）

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（会議の進行）

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって議事を進めるものとする。

（傍聴）

第6条 会議は、第2条第1項ただし書きの規定による場合を除き、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、議長が別に定める。

（会議録）

第7条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他議長が必要と認めた事項

（会議録署名委員）

第8条 会議録に署名すべき委員は、2名とし、議長が会議において指名する。

（会議録等の公開）

第9条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

2 前項の公開は、議長が定める方法により行うものとする。

(規律)

第10条 何人も、会議中にみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(関係者の出席)

第11条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年5月14日から施行する。

議案第2号

出雲市・斐川町合併協議会会議傍聴規程について、次のとおり提案する。

平成22年5月14日

出雲市・斐川町合併協議会
会長 長 岡 秀 人

出雲市・斐川町合併協議会会議傍聴規程について

出雲市・斐川町合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、会議の傍聴に関し、必要な事項を定めたいので提出する。

出雲市・斐川町合併協議会会議傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、出雲市・斐川町合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、出雲市・斐川町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）における傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人）

第2条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、会議の会場の規模に応じ調整する。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で事務局において、傍聴人受付簿（様式第1号）に、一般傍聴人にあつては自己の氏名及び住所、報道関係者にあつては氏名及び報道機関名を記入の上、事務局の確認を受けなければならない。

2 傍聴は、会議開催予定時刻の15分前から先着順で受け付ける。ただし、その時点で一般傍聴人の傍聴希望者が前条第2項で規定する定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決する。

（傍聴席）

第4条 傍聴人は、事務局が指定する傍聴席に着席しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) はちまき、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (6) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第7条の規定により撮影又は録音をすることにつき議長の許可を得た者を除く。
- (7) 異様な服装をしている者
- (8) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、放歌、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はちまき、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話は、電源を切り、使用しないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の制限)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ議長の許可を得るものとする。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、会議場において、職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、協議会会議運営規程第2条第1項ただし書の規定により、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人が、この規程に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年5月14日から施行する。

議案第3号

出雲市・斐川町合併協議会会議録等公開規程について、次のとおり提案する。

平成22年5月14日

出雲市・斐川町合併協議会
会長 長 岡 秀 人

出雲市・斐川町合併協議会会議録等公開規程について

出雲市・斐川町合併協議会会議運営規程第9条第2項に基づき、会議の会議録等の公開に関し、必要な事項を定めたいので提出する。

出雲市・斐川町合併協議会会議録等公開規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、出雲市・斐川町合併協議会会議運営規程第9条第2項の規定に基づき、出雲市・斐川町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の会議録及び会議に提出された文書（以下「会議録等」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議録等は、公開を原則とする。

（公開の制限）

第3条 個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項その他公開に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、公開しないことができる。

（公開する文書）

第4条 公開する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書については、この限りでない。

2 前項の文書（以下「公開情報」という。）には、電子化した情報を含むものとする。

（公開の方法）

第5条 公開情報は、協議会の事務局及び協議会のホームページ上で公開するものとする。

（費用負担）

第6条 公開情報の入手に際し必要な経費は、公開を申請する者の負担とする。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、会議録等の公開に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年5月14日から施行する。

議案第4号

出雲市・斐川町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について、次のとおり提案する。

平成22年5月14日

出雲市・斐川町合併協議会
会長 長 岡 秀 人

出雲市・斐川町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

出雲市・斐川町合併協議会規約第18条第1項の規定に基づき、協議会の委員及び監査委員の報酬並びに職務を行うために要する費用弁償を支給するため、同条第2項の規定に基づき、協議会の委員等の報酬、費用弁償の額、支給方法等について、会議に諮りたいので提出する。

出雲市・斐川町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、出雲市・斐川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第18条第2項の規定に基づき、出雲市・斐川町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員及び監査委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 協議会の委員等の報酬は、日額3,110円とする。ただし、市町議会議員については、これを支給しない。

（費用弁償）

第3条 協議会の委員等が、協議会の会議等に出席したとき、又は協議会の職務を行うために在勤地（出雲市及び斐川町の区域をいう。以下同じ。）以外の区域に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法については、出雲市職員等の旅費に関する条例（平成17年出雲市条例第43号）の規定を準用する。

（在勤地内の旅費）

第4条 在勤地内における旅費（以下「管内旅費」という。）の額については、前条の規定にかかわらず、別表のとおりとする。ただし、当該旅行の路程が3キロメートル以内の場合の管内旅費は、支給しない。

2 前項の規定により同一日に2地区以上の用務地へ旅行した場合には、その現によつた経路によって計算した額の旅費を支給する。

3 旅行者が、公務上の必要その他やむを得ない事情により第1項及び第2項に規定する管内旅費で、当該旅行に要した実費額を支弁することが出来ない場合及び公用の交通機関以外の交通機関を利用したときは、当該実費額（宿泊料を除く。）を支給する。

（委任）

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年5月14日から施行する。

別 表

地区名	佐 香																
桧 山	650	桧 山															
東	910	260	東														
灘 分	810	380	390	灘 分													
伊 野	650	680	420	810	伊 野												
荒 木	1,780	1,470	1,790	1,350	2,210	荒 木											
大 社	1,810	1,490	1,820	1,380	2,240	140	大 社										
日御碕	2,370	2,050	2,380	1,940	2,800	700	560	日御碕									
鵜 鷺	2,350	2,030	2,350	1,920	2,780	670	530	1,090	鵜 鷺								
遙 堪	1,530	1,210	1,540	1,100	1,960	250	280	840	810	遙 堪							
出 西	1,620	1,180	1,510	850	1,930	900	1,040	1,600	1,580	1,150	出 西						
上阿宮	1,980	1,550	1,870	1,210	2,290	1,310	1,450	2,010	1,980	1,230	410	上阿宮					
伊波野	1,470	1,030	1,350	700	1,780	900	1,040	1,600	1,580	820	190	610	伊波野				
直 江	1,300	870	1,190	530	1,610	1,050	1,190	1,750	1,720	970	270	700	150	直 江			
久 木	1,150	720	1,040	380	1,470	1,140	1,280	1,840	1,810	1,390	460	830	270	130	久 木		
荘 原	1,060	620	950	290	1,370	1,310	1,450	2,010	1,980	1,560	530	930	410	260	340	荘 原	
出 東	930	500	820	160	1,240	1,350	1,490	2,040	2,020	1,600	690	1,100	520	370	220	130	出 東

議案第5号

出雲市・斐川町合併協議会会議運営申し合わせ事項について、次のとおり提案する。

平成22年5月14日

出雲市・斐川町合併協議会
会長 長 岡 秀 人

出雲市・斐川町合併協議会会議運営申し合わせ事項について

出雲市・斐川町合併協議会の会議運営申し合わせ事項について、別紙のとおり提出する。

出雲市・斐川町合併協議会会議運営申し合わせ事項（案）

出雲市・斐川町合併協議会会議運営規程第12条の規定に基づき、協議会の会議の運営等に関し、次のとおり申し合わせ事項として定めるものとする。

1 提出する議題の定義

(1) 報告第 号 当該協議会に報告し、承認を求めるもの

例) 会長専決など

(2) 議案第 号 当該協議会に諮り、決定するもの

(3) 協議第 号 重要案件として、当該協議会に提案し、次回以降の協議会で議案として決定するもの

例) 協定項目、合併市町村基本計画など

2 資料提供の取扱い

(1) 協議会の会議資料は、原則として公開する。

(2) 協議会の会議録については、調製しだい公開する。

議案第 6 号

出雲市・斐川町合併協議会監査委員の選任の同意について、次のとおり提案する。

平成 22 年 5 月 14 日

出雲市・斐川町合併協議会
会長 長 岡 秀 人

出雲市・斐川町合併協議会監査委員の選任の同意について

出雲市・斐川町合併協議会規約第 16 条第 1 項の規定に基づき、協議会の出納の監査は、会長が両市町の監査委員のうちから協議会の同意を得て委嘱した両市町の監査委員各 1 名が行うことから、下記の者を監査委員に選任することについて同意を求めたいので、提出する。

記

出雲市監査委員 勝 部 一 郎

斐川町監査委員 小 村 克 利

議案第7号

平成22年度出雲市・斐川町合併協議会事業計画について、次のとおり提案する。

平成22年5月14日

出雲市・斐川町合併協議会
会長 長 岡 秀 人

平成22年度出雲市・斐川町合併協議会事業計画について

平成22年度出雲市・斐川町合併協議会事業計画について、別紙のとおり提出する。

平成 22 年度 出雲市・斐川町合併協議会事業計画（案）

1 事業実施の方針

出雲市・斐川町合併協議会は、出雲市と斐川町の市町合併に関する協議調整を行うとともに、将来像や財政計画など、新市の基本的な計画（新市基本計画）を策定し、合併協議及び市町合併に関する情報の積極的な提供に努める。

2 事業内容

- (1) 合併協定項目の現況調査及び調整方針の決定
- (2) 新市基本計画の作成
- (3) 住民への情報提供
- (4) その他、両市町の合併に関し必要な事項

事業名	細目	事業内容
1. 合併協議会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> * 合併協議会 * 小委員会 * 市長・町長会 * 幹事会 * ワーキンググループ * プロジェクト 	<ul style="list-style-type: none"> * 協議会は 8 回程度開催 * 小委員会は必要に応じ設置 * 市長・町長会、幹事会等は協議会開催前及び必要に応じ随時開催する。
2. 新市基本計画策定業務	<ul style="list-style-type: none"> * 策定基本方針作成 * 財政計画の調整 * 素案作成 * 住民説明会 * 県協議 * 計画の調整・決定 	<ul style="list-style-type: none"> * 7 月を目途に素案を作成、住民説明会及び県への事前協議を経て、計画を策定する。
3. 事務事業一元化事業	<ul style="list-style-type: none"> * 事務事業一元化支援 * 例規調査策定支援 	<ul style="list-style-type: none"> * 事務事業一元化に向けた業務を実施する。 * 例規体系整備のための業務を実施する。
4. 住民参加・意識啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> * 協議会だよりの発行 * ホームページ作成・更新 	<ul style="list-style-type: none"> * 協議会だよりは月 1 回発行 * ホームページは随時更新する。

合併協議会スケジュール（案）

項目	年度	平成22年度											平成23年度
	月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
広報、ホームページ、住民周知 (HP)		HP作成	広報	広報	広報		住民説明会	広報			合併に向けた住民広報	広報	
合併協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会(月2回) ・小委(必要に応じ設置) ・市長・町長会(随時) ・幹事会(随時) ・ワーキンググループ ・プロジェクト 		第1回 規程運営協議	第2回 協定項目審議	第3回 協定項目審議	第4回 協定項目審議	第5回 協定項目審議	第6回 保留項目審議	第7回 保留項目審議 説明資料確認		調印式		第8回	合併の成立
合併市町村基本計画		基本方針等		事業、財政計画等									
出雲市議会			議会			議会		臨時議会 合併可決	議会			議会	
斐川町議会			議会			議会		臨時議会 合併可決	議会			議会	
合併申請手続								◎知事申請	◎県議会議決	知事処分決定 → ◎大臣告示			
合併準備						合併準備作業(事務事業一元化・電算統合等)							

議案第8号

平成22年度出雲市・斐川町合併協議会予算について、次のとおり提案する。

平成22年5月14日

出雲市・斐川町合併協議会
会長 長 岡 秀 人

平成22年度出雲市・斐川町合併協議会予算について

平成22年度出雲市・斐川町合併協議会予算について、別紙のとおり提出する。

平成22年度

出雲市・斐川町合併協議会予算書（案）

平成22年度 出雲市・斐川町合併協議会予算書

平成22年度 出雲市・斐川町合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,200千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 平成22年度中の当協議会の予算支出に当たり、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

平成22年5月14日提出

出雲市・斐川町合併協議会

会 長 岡 秀 人

第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入	款	項	金額
1.	負担金		9,199
		1. 負担金	9,199
2.	諸収入		1
		1. 諸収入	1
3.	繰越金		0
		1. 繰越金	0
	歳入	合計	9,200

(単位：千円)

歳出	款	項	金額
1.	運営費		3,280
		1. 会議費	951
		2. 事務費	2,329
2.	事業費		5,800
		1. 事業推進費	5,800
3.	予備費		120
		1. 予備費	120
	歳出	合計	9,200

細
明
説
を
す
関
に
算
予

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(単位：千円)

歳入	款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1.	負担金	9,199	0	9,199
2.	諸収入	1	0	1
3.	繰越金	0	0	0
歳入	合計	9,200	0	9,200

(単位：千円)

歳出	款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国庫支出金	地方債	その他	
1.	運営費	3,280	0	3,280				3,280
2.	事業費	5,800	0	5,800				5,800
3.	予備費	120	0	120				120
歳出	合計	9,200	0	9,200	0	0	0	9,200

2. 歳入

1. 負担金 1. 負担金 (単位：千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 負担金	9,199	0	9,199	1. 負担金	9,199	合併協議会負担金 出雲市 斐川町
計	9,199	0	9,199			6,173 3,026

2. 諸収入 1. 諸収入 (単位：千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 諸収入	1	0	1	1. 雑入	1	預金利子等
計	1	0	1			

3. 繰越金 1. 繰越金 (単位：千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	0	0	0	1. 繰越金	0	
計	0	0	0			

3. 歳出

(単位：千円)

目	1. 運営費		1. 会議費		比較	節		説明
	本年度 予算額	前年度 予算額	金額	区分		金額	説明	
1. 会議費	951	0	951	1. 報酬	461	合併協議会費 小委員会費	729 222	
				9. 旅費	220			
				11. 需用費	170			
				14. 使用料及び 賃借料	100			
計	951	0	951		951			

目	1. 運営費		2. 事務費		比較	節		説明
	本年度 予算額	前年度 予算額	金額	区分		金額	説明	
1. 事務費	2,329	0	2,329	9. 旅費	20	職員旅費	20	
				11. 需用費	1,100	事務所事務費 臨時職員雇用費	1,370 939	
				12. 役務費	30			
				14. 使用料及び 賃借料	180			
				19. 負担金補助 及び交付金	999			
計	2,329	0	2,329		2,329			

2. 事業費 1. 事業推進費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 事業推進費	5,800	0	5,800	8. 報償費	20	広報啓発費 基本計画作成費 住民説明会資料作成費 調印式経費
				11. 需用費	3,480	
				13. 委託料	2,300	
計	5,800	0	5,800		5,800	

3. 予備費 1. 予備費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 予備費	120	0	120	予備費	120	
計	120	0	120		120	

議案第9号

新市基本計画策定方針について、次のとおり提案する。

平成22年5月14日

出雲市・斐川町合併協議会
会長 長 岡 秀 人

新市基本計画策定方針について

新市基本計画策定方針について、別紙のとおり提出する。

合併新市基本計画策定方針（案）

（１）計画の趣旨

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、出雲市と斐川町（以下「両市町」という。）の合併に際し、新市の円滑な運営の確保と均衡ある発展を図ることを目的とし、両市町の一体性の確保及び住民の福祉の向上を図るために策定するものです。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細で具体的な内容については、本計画に基づいて策定される新市の基本構想、基本計画、実施計画において定めるものとします。

（２）策定の基本方針

○本計画は、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための「基本方針」、新市の方向性を示す「重点プロジェクト」、「公共的施設の配置計画」、及び「財政計画」を中心に構成します。

○本計画は、地域全体のレベルアップを実現するとともに、地域全体の生活水準・文化水準を高め、住民福祉の向上をめざして策定します。

○本計画は、両市町の基本計画、基本構想の理念、施策を十分検討しつつ、新市の広い視点に立って策定します。

○本計画は、合併の目的に鑑み、住民サービスの維持向上を念頭に、合併の効果を発揮できる取り組みを検討するとともに、ハードのみならず、ソフトの事業を盛り込みながら、長期的視点に立って策定します。

○財政計画は、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市においても健全な財政運営が行われるよう策定します。なお、経済情勢や国の制度改革など将来見通しについては不確定な要素が多いことから、将来的な変化にも対応しうる財政基盤の確立につながる計画とします。

○本計画は、協議会だより、各市町の広報やホームページによる情報提供と、住民説明会の開催による住民意識の把握や住民との対話に努めながら策定します。

（３）計画の期間

本計画の期間は、合併期日の属する年度及びこれに続く10か年とします。

(4) 策定スケジュール

内 容	協議	決定
スケジュール、策定方針（案）	—	第1回
基本理念、将来像、基本方針等（案）	第2回	第3回
基本計画（素案）	第3回	第4回
県への事前協議	—	
基本計画（案）	第6回	第7回

参考（市町村の合併の特例に関する法律 抜粋）

（合併市町村基本計画の作成及び変更）

第六条 合併市町村基本計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- 一 合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針
 - 二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項
 - 三 公共的施設の統合整備に関する事項
 - 四 合併市町村の財政計画
- 2 合併市町村基本計画は、合併市町村の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図ることを目的とし、合併市町村の一体性の確立及び住民の福祉の向上等を図るよう適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 合併協議会は、合併市町村基本計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。
- 4 （略）
- 5 第四条第十八項又は前条第二十七項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から六月以内に、合併市町村基本計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第四条第一項又は前条第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 6 ～10 （略）

協議第1号

合併協定項目及び合併協定項目の調整方針について、次のとおり協議する。

平成22年5月14日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

合併協定項目及び合併協定項目の調整方針について

出雲市・斐川町合併協議会における合併協定項目及び合併協定項目の調整方針については、別紙のとおりとする。

合併協議会における協定項目一覧

NO	協 定 項 目 名
1	合併の方式
2	合併の期日
3	新市の名称
4	新市の事務所の位置
5	財産及び債務の取扱い
6	議会議員の定数及び任期の取扱い
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
8	地域審議会等の設置に関すること
9	地方税の取扱い
10	一般職の職員の身分の取扱い
11	特別職の身分の取扱い
12	条例、規則等の取扱い
13	組織及び機構の取扱い
14	一部事務組合等の取扱い
15	使用料、手数料等の取扱い
16	公共的団体等の取扱い
17	補助金、交付金等の取扱い
18	町、字の区域及び名称の取扱い
19	慣行の取扱い
20	国民健康保険事業の取扱い
21	介護保険事業の取扱い
22	消防団の取扱い
23	電算システムの取扱い
24	各種事務事業の取扱い
1	総合計画関係
2	広報広聴関係
3	交通政策関係
4	国内・国際交流関係
5	男女共同参画関係
6	行政改革大綱関係
7	情報公開関係
8	儀式・表彰関係
9	選挙関係
10	地域コミュニティ・行政連絡員関係
11	金融機関等の指定関係
12	窓口業務関係
13	保健事業関係
14	病院、診療所関係
15	障害者福祉関係
16	高齢者福祉関係
17	児童福祉関係
18	保育関係
19	その他の福祉関係
20	環境関係
21	人権同和関係
22	農林関係
23	水産関係
24	観光商工関係
25	生涯学習関係
26	文化・スポーツ関係
27	学校教育関係
28	建設関係
29	公営住宅関係
30	上下水道関係
31	都市計画関係
32	建築・景観
33	防災関係
34	新エネルギー・省エネルギー関係
25	新市基本計画関係（財政計画含む）

備考：合併協定項目は、必要に応じ追加・削除できるものとする。

合併協定項目について

1 合併の方式

合併の方式には「新設合併…全ての市町を廃し新たに1つの市を置く方式」と「編入合併…1つの市町の区域に他の市町を加える方式」の2つの形態があります。

合併協議をする上で最も基本的な事項です。

2 合併の期日

合併の基本項目であり、合併の期日を明確にする必要があります。

合併の期日についての法律上の規定はありませんが、協議会での様々な協議事項の決定、住民の合意形成、法手続きなどによりかなりの期間を要します。

3 新市の名称

新設合併の場合は、新市の名称を新たに定める必要があります。編入合併の場合には編入する市町の名称とする場合が一般的ですが新たに定めることもできます。市の名称は住民生活の基本となるものであり、また住民の一体感を醸成するとともに、地域の歴史や文化の継承、新たな創造に向けて重要な役割を担うもので、協議会の場で十分協議される必要があります。

4 新市の事務所の位置

事務所の位置は、条例で定めることとされています。新設合併の場合は新たに条例でこれを定める必要があります。編入合併の場合には通常は編入する市町の事務所の位置になります。位置を定めるにあたっては、地方自治法第4条第2項で「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署の関係等について適当な考慮を払わなければならない」とされています。

5 財産及び債務の取扱い

財産及び債務の取扱いについては、合併後の市町の一体性の確保の観点から、合併前の市町が持っていた財産（土地、建物、基金）、債務（債券、債務）はすべて新市に引き継ぐことが原則となっています。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

議会の議員の定数は、地方自治法第91条第2項の規定により、新市の人口を基準として定数の上限数（人口10万人以上20万人未満の市＝34人）以内で、条例で定めることとなっています。新設合併の場合、合併に伴って全ての議員はその身分を失い、編入合併の場合は編入される市町の議員が身分を失うのが原則ですが、新市の均衡ある振興整備を図る

等の趣旨から、地方自治法や合併特例法により合併時における議会の議員の定数及び任期についての特例が定められており、その措置を適用するか否かを法定協議会で協議することになります。

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

新設合併の場合は合併に伴って全ての委員はその身分を失い、編入合併の場合は編入される市町の委員が身分を失うのが原則ですが、市町村合併が行われた場合の農業委員の任期等については、農業委員会等に関する法律及び合併特例法によって、「定数」や「在任」に関する特例措置が定められており、その措置を適用するか否かを法定協議会で協議することになります。

8 地域審議会等の設置に関すること

住民の声を新市の施策へ反映させることを目的とした地方自治法による「地域協議会」や合併特例法では同様の「地域審議会」や行政と住民の協同による地域づくりを目的とした行政区タイプの「地域自治区」、法人格を持つ「合併特例区」を協議により、期間を定めて旧市町の区域を単位として設けることができることとされています。合併協議会では、これらの設置の有無や内容について協議することとなります。

9 地方税の取扱い

税の種類によって税率が異なっている場合、また課税する税目が異なっている場合に、合併後直ちに新市全域に均一の課税をすることによって、住民負担に均衡を欠く場合があることなどから、合併特例法では不均一課税ができることとされています。合併後、不均一課税をするか否か、また、する場合はその税目、実施時期等について協議することになります。

10 一般職の職員の身分の取扱い

新設合併による市町や編入合併の場合における編入される市町の職員は、合併により市町の法人格が消滅することから、一般職の職員はすべて失職することとなります。しかし、合併特例法では、合併により失職することとなる一般職の職員の身分を保有するように措置することとされています。よって、法定協議会において、関係市町の一般職の職員を合併市の職員として引き継ぐ旨の取り決めを行うことが必要です。

11 特別職の身分の取扱い

新設合併の場合は、すべての市町長、副市町長、各種委員会等の特別職が身分を失い、編入合併の場合は、編入する市町の身分は変動しませんが、編入される市町の特別職の職員の身分は失われます。こうした特別職の職員の処遇について協議する必要があります。

12 条例、規則等の取扱い

新設合併の場合、関係市町が消滅するので施行されていた条例、規則等はすべて失効し、新たに新市の条例、規則等が施行されることとなります。編入合併の場合では、編入される市町の条例、規則等が失効し、編入する市町の条例、規則等が適用されます。なお、事務事業の一元化による制度改正等がある場合は、編入する市町の条例、規則等についても一部改正の必要があります。

13 組織及び機構の取扱い

新設合併の場合は、合併関係市町は消滅するため、その組織・機構も消滅することになり、また編入合併の場合は、編入される市町の組織・機構は消滅し、編入する市町がその事務を引き継ぐこととなります。

合併協議会では、合併後の円滑な行政執行のため、事務組織及び機構の取り扱いについて協議していただきます。

14 一部事務組合等の取扱い

合併関係市町と一部事務組合の構成市町が同じ場合及び合併関係市町がその組合等の構成市町を包括する場合は、その組合等は構成市町とともに消滅する他、それ以外の場合についても組合等の脱退、加入等の手続きや規約変更の手続きが必要となります。また、合併を契機として、組合等の再編を行うことも考えられ、組合等の機能、財産処分等について協議を行う必要があります。

また、各種協議会や事務委託などの方式で広域的に処理している事務事業についても、関係市町の消滅により委託等が終了し、または新たに受委託するのか、他の方法で当該事務を処理するのかを決定する必要があります。

15 使用料、手数料等の取扱い

各市町で同一目的の施設や、同一種類の事務についての使用料、手数料等については、条例、規則で定めることになっており、関係条例等の取扱いを含め、合併後の取扱いについて住民間の負担の公平を確保し、不利益にならないことを基本として協議することが必要です。

16 公共的団体等の取扱い

農業協同組合、漁業協同組合、商工会等の産業経済団体、婦人会等の事業団体、財団等の公共的活動を営む団体について、合併特例法においては、「公共的団体等は、市町村の合併に際し、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない」とされています。法定協議会においては、合併後の取扱いについて、団体事情、地域特性を勘案した協議が必要です。

17 補助金、交付金等の取扱い

各市町の施策として交付している補助金、交付金等については、それぞれの制度の経緯や実情を踏まえ、これから建設していく新市の振興にどう役立っていくのかを明確にするとともに、新市の財政状況、住民の公平性等に配慮しつつその取扱いについて協議する必要があります。

18 町、字の区域及び名称の取扱い

町、字の区域や名称は、地域の歴史や文化がしみ込んだ、愛着深いものであり合併後は従来どおり存続させる場合が多くなっていますが、同一又は類似する字名等細部については十分に協議する必要があります。

19 慣行の取扱い

市町章、市町民憲章、市町の木、花、鳥、各種宣言などの慣行の取扱いについては、地域の伝統文化、風土といった特性や個性、住民生活に配慮しつつ、また同時に、新市の一体性の確保といった観点に留意しながら協議する必要があります。

20 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険は、市町が保険者となって住民から保険料を徴収して運営していますが、保険制度の運営状況が異なるため、負担割合も差異があります。このため、新市の国民健康保険事業として、住民間で不均衡が生じないようにできるだけ早く統一していくことが必要であり十分な協議が必要です。

21 介護保険事業の取扱い

介護保険事業については、市町が保険者となって住民から保険料を徴収して運営していますが、保険料率等が同一ではありません。このため、新市の介護保険事業として住民間で不均衡が生じないようにできるだけ早く統一していくことが必要であり十分な協議が必要です。

22 消防団の取扱い

地域消防・防災における消防団の住民生活に果たす役割は、非常に重要となっています。合併後、新市において迅速な対応・活動ができるように、合併後の組織構成等について協議が必要です。消防団の設置及び区域は条例で定められ（消防組織法第15条）、1市町村あたりの設置数については制限がありません。消防組織法上、市町村合併が行われた場合の消防団の取扱いについて明記されているわけではありませんが、合併協定項目に盛り込むことにより、最近の市町村合併のうちほとんどの事例において統合が行われております。

23 電算システムの取扱い

住民情報等の住民生活に直接関わる電算システム、また財務管理システムなど新市の運営に直接的な影響のある電算システムについては、合併前に取り組むべき事項も含めその統一調整について法定協議会において十分協議し、場合によっては先行的な統合整備を進めていく必要があります。

24 各種事務事業の取扱い

自治・防災、福祉、環境衛生、産業・建設、教育文化など、あらゆる分野の行政サービスや住民負担があり、関係市町で異なっているものも多く、調整が必要です。これらは住民生活に直接影響を及ぼすものも含まれますから、急激な変化を及ぼすことのないように留意し、また、過剰な財政負担とならないように調整する必要があります。

25 新市基本計画関係

新市基本計画は、合併市町の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図ることを目的とした計画であり、合併市町の一体性の確立及び住民の福祉の向上等を図るよう適切に配慮されたものでなければならないとされています。

新市基本計画の具体的内容は、合併特例法第6条の規定により、次の4項目が示されています。

- ① 合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針
- ② 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項
- ③ 公共的施設の統合整備に関する事項
- ④ 合併市町村の財政計画

□合併協定項目の調整方針

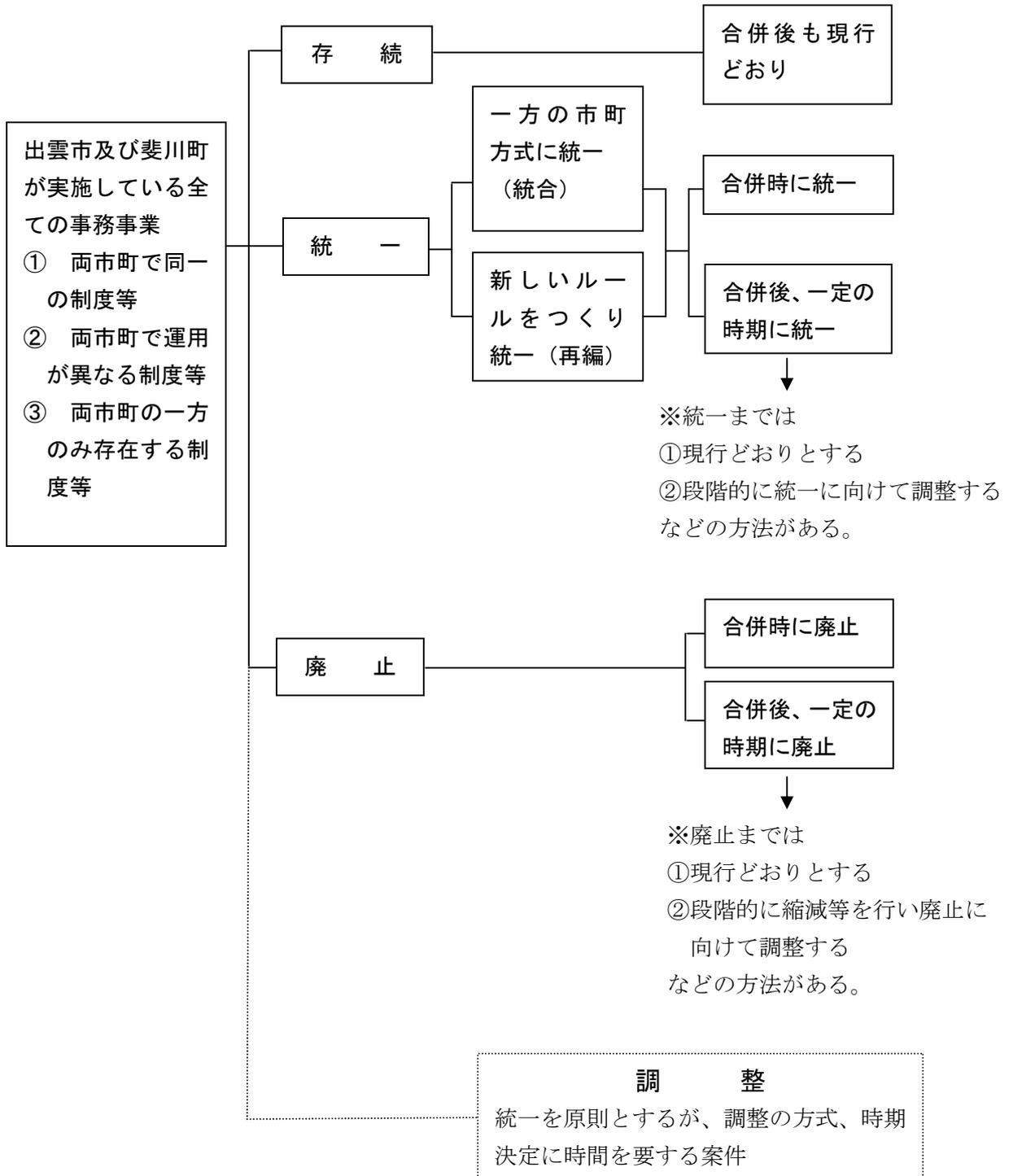
合併協定項目については、両市町で行われている各種行政制度の事務事業の内容を比較し、合併した場合の基本的な方向性など具体的な調整をすることになります。

<p>基本原則</p>	<p>各種事務事業の調整にあたっては、以下の基本原則を踏まえて行われる必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一体性確保の原則（新市移行に際し、住民生活に支障の出ないよう、速やかな一体性の確保に努めること） 2 住民福祉向上の原則（住民サービス、福祉の向上に努めること） 3 負担公平の原則（新市において住民負担格差を生じさせないように努めること） 4 健全な財政運営の原則（新市における健全財政運営の確保に努めること、また、新市の規模に適合した事務事業運営の確保に努めること） 5 行政改革推進の原則（費用対効果、行政と民間の役割分担、行政支援のあり方など、事務事業の見直しに努めること）
<p>調整方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 調整の基本的な考え方 「合併の是非判断」の具体的協議材料として、また、仮に合併した場合において、関係住民が行政制度の違いにより混乱したり、不利益を受けたりすることがないように、行政制度や事務事業について、事前に、住民生活に及ぼす影響等を含め協議し、その調整の方針等について決定する。 <ol style="list-style-type: none"> ①これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重しつつ、新市での速やかな融合、一体化が図られ、合併の効果がメリットとして発揮できるよう努める。 ②合併後のまちづくりによって、新市の住民生活のより一層の向上を図り、新市住民が等しく高い水準の行政サービスが享受できるよう努める。 ③地方分権、地方財政制度の変革など、自治体を取り巻く環境変化への対応について十分留意し、事務事業調整と財政試算を連動させた調整に努める。 2 具体的調整方針 <ol style="list-style-type: none"> ①両市町のまちづくりの歴史に配慮しつつ、合併時に一元化を図るものと、合併後に一元化を図るもの、合併後も現行どおり存続させるものを明確に区分する。 ②合併後一元化させるものについては、必要な経過措置を設けた上、速やかな制度の統一に向け調整するものとする。 ③住民生活に影響のある項目については、試算等を組み込むなど具体的に提示する。特に負担増を伴うものについては、具体的な理由等を明示する。 ④各種事務事業の基本方針を協議することとし、基本的区分は次頁のとおりとする。

事務事業調整の基本区分

(事務事業の取扱い) (統一の方式)

(時 期)



事務事業調整基本区分の解説

(1) 存続

- ①両市町で同一であるため、現行のまま新市に引き継ぐもの
- ②両市町の一方のみ存在する制度で、事業の性質上、対象が限定されているため、現行のまま新市に引き継ぐもの

(2) 統一

<統合>

- ①出雲市の例により統一するもの
- ②斐川町の例により統一するもの
- ※合併時 ※合併後（概ねの時期の設定、経過措置等も含め）

<再編>

- 両市町の制度や仕組みを改変し、新たに制度化、再編するもの
- ※合併時（具体的な再編方法についても検討）
- ※合併後（概ねの時期の設定、経過措置等も含め）

(3) 廃止

- 新市において執行する目的、役割がないと判断され廃止するもの
- ※合併時 ※合併後（概ねの時期の設定、経過措置等も含め）

(4) 調整

基本区分については、(1)～(3)を一原則とするが、両市町の地域環境などから、統一方式の特定や統一時期の目途が立たないものについては、時間をかけて調整するという取扱いをとる。(現行どおり存続ではないが、統一手法、時期が特定できない案件など)

〔調整手順〕

手順1：(事務事業の取扱い) について、表中の「存続」「統一」「廃止」を選択する。

手順2：「存続」を選択した場合、同一か異なっているかを判断する。異なっている場合は相違点について整理する。

手順3：「統一」を選択した場合は、(統一の方式) について、「統合」か「再編」かを判断する。

手順4：<統合>を選択した場合は、どの市町の例によるかを決定し、統一の時期を決定する。(合併後の場合は概ねの年次、経過措置等も含め検討)

手順5：<再編>を選択した場合は、再編の具体的な内容(困難な案件は方向性)を決定し、統一の時期を決定する。(合併時の場合は具体的な再編方法、合併後の場合は概ねの年次、経過措置等も含め検討)

手順6：「廃止」を選択した場合は、廃止の理由、廃止後の問題はないのかなどを整理し、廃止の時期を決定する。(合併後の場合は概ねの年次、経過措置等も含め検討)。

事務事業調整の進め方

調整基礎作業

- 1 事務事業調整「項目」整理
- 2 調整区分「ランク」付け

- A 協議会検討項目
- B 幹事会検討項目
- C ワーキンググループ検討項目

- * 住民生活に関連の深い事項
- * 行政運営重要事項

ワーキンググループ（24）担当課長レベル

* A～C調整方針（案）検討

* A～B調整方針（案）提案、Cについては報告

幹事会（副市長・副町長・総合政策部長・企画財政担当参事）

* A調整方針（案）提案、Bについては必要に応じ報告

協議会

- ※ A項目について協議検討し決定
- ※ B項目の必要項目について調整方針の報告を受ける

決定事項：合併協定書にまとめ

注意：すべての段階において再検討となった項目は、この作業の繰り返しとなる。

ワーキンググループ作業項目

◎ 担当ワーキング等 ○ 関連ワーキング

NO	協議項目	ワーキンググループ・事務局																								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
1	合併の方式	◎	◎	◎	◎																					
2	合併の期日																									
3	新市の名称																									
4	新市の事務所の位置																									
5	財産及び債務の取扱い																									
6	議会議員の定数及び任期の取扱い																									
7	議会議員の定数及び任期の取扱い																									
8	地域審議会等の設置に関する事																									
9	地方祝の取扱い																									
10	一般職の職員の身分の取扱い																									
11	特別職の身分の取扱い																									
12	条例、規則等の取扱い																									
13	組織及び機構の取扱い																									
14	一部事務組合等の取扱い																									
15	費用料、手数料等の取扱い																									
16	公共的団体等の取扱い																									
17	補助金、交付金等の取扱い																									
18	町、字の区域及び名称の取扱い																									
19	慣行の取扱い																									
20	国民健康保険事業の取扱い																									
21	介護保険事業の取扱い																									
22	消防団の取扱い																									
23	各種事務事業の取扱い																									
24	各種事務事業の取扱い																									
1	総合計画関係	◎	◎																							
2	広報広聴関係	◎	◎																							
3	交通政策関係	◎	◎																							
4	国内・国際交流関係	◎	◎																							
5	男女共同参画関係	◎	◎																							
6	行政改革大綱関係	◎	◎																							
7	情報公開関係	◎	◎																							
8	儀式・表彰関係	◎	◎																							
9	選挙関係	◎	◎																							
10	地域コミュニティ・行政連絡員関係									◎																
11	金融機関等の指定関係									◎																
12	窓口業務関係																									
13	保健事業関係											◎														
14	病院、診療所関係												◎													
15	障害者福祉関係																									
16	高齢者福祉関係																									
17	児童福祉関係																									
18	その他の福祉関係																									
19	環境関係																									
20	人権回和関係																									
21	農林関係																									
22	水産関係																									
23	観光商工関係																									
24	観光商工関係																									
25	生涯学習関係																									
26	文化・スポーツ関係																									
27	学校教育関係																									
28	建設関係																									
29	公営住宅関係																									
30	上下水道関係																									
31	都市計画関係																									
32	建築・景観関係																									
33	防災関係																									
34	新エネルギー・省エネルギー関係																									
25	新市基本計画関係(財政計画含む)	◎	◎																							

協議第 2 号

合併の方式について、次のとおり協議する。

平成 22 年 5 月 14 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

合併の方式について

合併協定項目 1. 合併の方式については、次のとおりとする。

出雲市と斐川町の合併は「対等な立場」、「互譲の精神」のもと協議を行い、両市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みを互いに尊重し、地域の一体的な発展と住民福祉の向上をめざすものとする。

法制度上の合併の方式は、斐川町の全区域を出雲市に編入する編入合併とする。

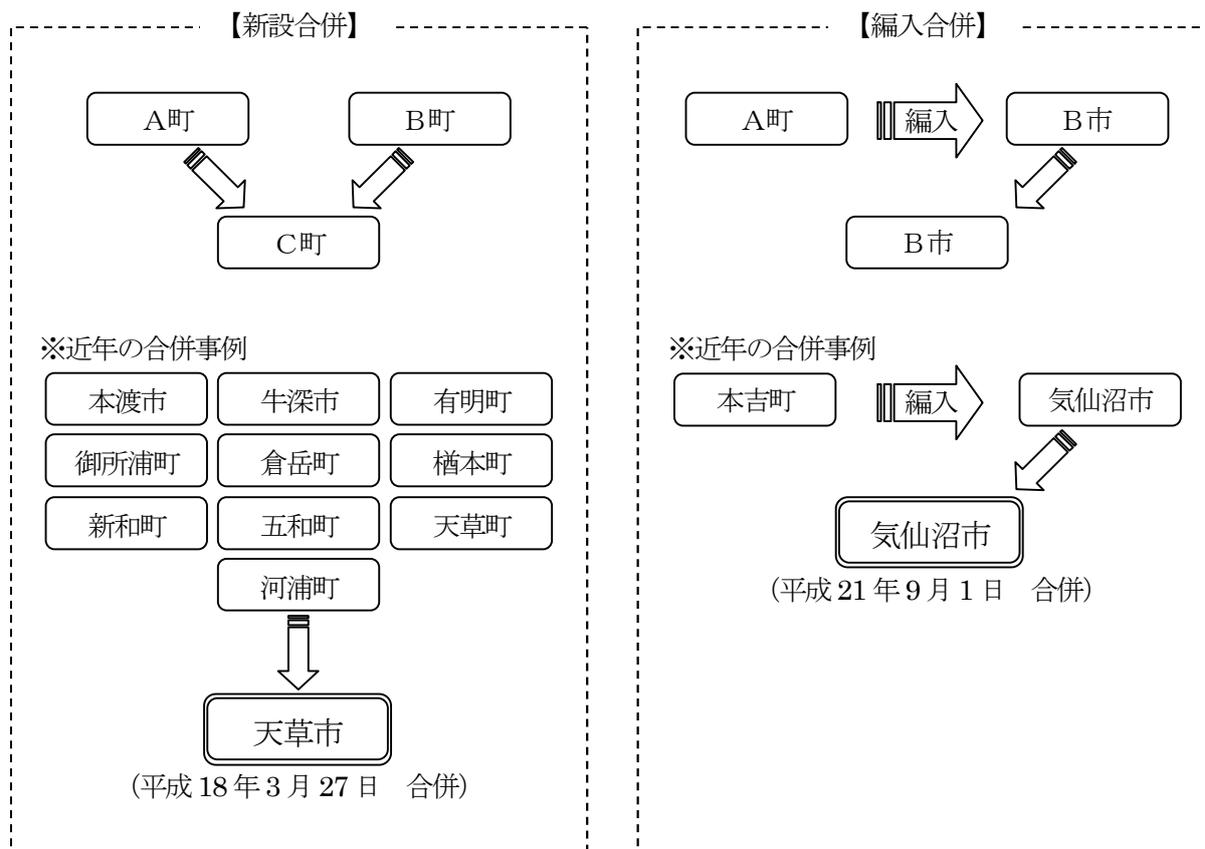
参考資料：別紙のとおり

【参考資料】

○合併の方式

新設合併とするか編入合併とするかは、合併の法形式として最も基本的な事項であり、その後の協議の土台をなすものですから、優先して議論されるべき事柄です。

合併に際しては、関係市町村が全て対等な立場で臨む必要があります。近年の事例を見ると、「対等な精神での編入合併」ということを協議会で決定しているケースもあります（浜松市、取手市、一宮市など）。



《出雲市と斐川町の現況》

項目	出雲市	斐川町	摘要
人口（住民基本台帳）	147,384 人	28,364 人	平成22年3月末
世帯数（住民基本台帳）	50,414 世帯	8,535 世帯	平成22年3月末
面積	543.48 km ²	80.64 km ²	
普通会計決算額（歳出）	720.7 億円	105.4 億円	平成20年度

《新設合併と編入合併の比較》

		新 設 合 併	編 入 合 併	
定義		2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。	
法人格		新たに法人格が発生する。	編入する市町村の法人格が継続する。	
合併市町村の名称		新たな名称を定める。	編入する市町村の名称とすることが多いが新たに制定することもできる。	
事務所の位置		新たに定める。	通常は編入する市町村の事務所の位置となる。	
市町村の長		合併関係市町村のすべての長は失職する。新しい市町村による選挙で新しい長が選任される。	編入する市町村の長は変わらず、編入される（消滅する）市町村の長は失職する。	
議 会 の 議 員	原則	合併関係市町村の議会のすべての議員が失職する。合併市町村の法定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。	
	特 例	次のいずれかによることができる。	次のいずれかによることができる。	
		定数特例	合併後の最初の選挙において、地方自治法に規定する議員定数の2倍までを定数とすることができる。	定数特例 人口比に応じた特例定数により編入される市町村のみを区域とした増員選挙を行うことができる。さらにその後に行われる一般選挙においても、特例定数で選挙を行うことができる。
		在任特例	合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間に在任できる。	在任特例 編入される市町村の議員は、編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任できる。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。
農 業 委 員 会 の 委 員 (合 併 市 町 村 に 1 つ の 委 員 会 を 置 く こ と と す る 場 合)	原則	合併と同時にすべての委員がその身分を失い、新しい市町村による選挙及び選任により委員を選出する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は身分を失う。	
	特 例	合併関係市町村の選挙による委員のうち、10～80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。選任による委員は身分を失う。	編入される市町村の選挙による委員のうち、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間に在任できる。選任による委員は身分を失う。	
特別職の職員		合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。（新たに選任する。）	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。	
条例・規則		合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。（新たに制定する。）	編入する市町村の条例・規則を適用する。（合併に伴い必要な改正を行う。）	

（注 1）合併関係市町村のうち、区域の一部のみが関わり法人格が消滅しない市町村においては、特別職及び一般職の職員は失職せず、条例・規則も失効しないが、議会の議員及び農業委員会の委員は被選挙権を失うこととなる場合のみ失職する。

（注 2）農業委員会の委員については、この他合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる。

《先進事例》 合併市町村一覽（平成20年以降合併日順）

都道府県	合併期日	名称	合併方式	関係市町村
高知県	H20. 1. 1	高知市	編入	高知市、春野町
愛知県	H20. 1. 15	豊川市	編入	豊川市、音羽町、御津町
山口県	H20. 3. 21	美祢市	新設	美祢市、秋芳町、美東町
新潟県	H20. 4. 1	村上市	新設	村上市、荒川町、神林村、山北町、朝日村
静岡県	H20. 4. 1	島田市	編入	島田市、川根町
福島県	H20. 7. 1	福島市	編入	福島市、飯野町
熊本県	H20. 10. 6	熊本市	編入	熊本市、富合町
鹿児島県	H20. 11. 1	伊佐市	新設	大口市、菱刈町
静岡県	H20. 11. 1	静岡市	編入	静岡市、由比町
静岡県	H20. 11. 1	富士市	編入	富士市、富士川町
静岡県	H20. 11. 1	焼津市	編入	焼津市、大井川町
静岡県	H21. 1. 1	藤枝市	編入	藤枝市、岡部町
栃木県	H21. 3. 23	真岡市	編入	真岡市、二宮町
宮崎県	H21. 3. 30	日南市	新設	日南市、北郷町、南郷町
長野県	H21. 3. 31	阿智村	編入	阿智村、清内路村
群馬県	H21. 5. 5	前橋市	編入	前橋市、富士見村
群馬県	H21. 6. 1	高崎市	編入	高崎市、吉井町
宮城県	H21. 9. 1	気仙沼市	編入	気仙沼市、本吉町
愛知県	H21. 10. 1	清須市	編入	清須市、春日町
北海道	H21. 10. 5	湧別町	新設	上湧別町、湧別町
滋賀県	H22. 1. 1	長浜市	編入	長浜市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町
福岡県	H22. 1. 1	糸島市	新設	前原市、二丈町、志摩町
長野県	H22. 1. 1	長野市	編入	長野市、信州新町、中条村
岩手県	H22. 1. 1	宮古市	編入	宮古市、川井村
山口県	H22. 1. 16	山口市	編入	山口市、阿東町
福岡県	H22. 2. 1	八女市	編入	八女市、黒木町、立花町、矢部村、星野村
愛知県	H22. 2. 1	豊川市	編入	豊川市、小坂井町
山梨県	H22. 3. 8	富士川町	新設	増穂町、鰻沢町
滋賀県	H22. 3. 21	近江八幡市	新設	近江八幡市、安土町
愛知県	H22. 3. 22	あま市	新設	七宝町、美和町、甚目寺町
宮崎県	H22. 3. 23	小林市	編入	小林市、野尻町
宮崎県	H22. 3. 23	宮崎市	編入	宮崎市、清武町
熊本県	H22. 3. 23	熊本市	編入	熊本市、城南町
熊本県	H22. 3. 23	熊本市	編入	熊本市、植木町
埼玉県	H22. 3. 23	久喜市	新設	久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町
埼玉県	H22. 3. 23	加須市	新設	加須市、騎西町、北川辺町、大利根町
千葉市	H22. 3. 23	印西市	編入	印西市、印旛村、本埜村
静岡県	H22. 3. 23	湖西市	編入	湖西市、新居町
静岡県	H22. 3. 23	富士宮市	編入	富士宮市、芝川町
鹿児島県	H22. 3. 23	始良市	新設	加治木町、始良町、蒲生町
群馬県	H22. 3. 28	中之条町	編入	中之条町、六合村
栃木県	H22. 3. 29	栃木市	新設	栃木市、大平町、藤岡町、都賀町
長崎県	H22. 3. 31	佐世保市	編入	佐世保市、江迎町、鹿町町
新潟県	H22. 3. 31	長岡市	編入	長岡市、川口町
長野県	H22. 3. 31	松本市	編入	松本市、波田町

協議第3号

合併の期日について、次のとおり協議する。

平成22年5月14日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

合併の期日について

合併協定項目2. 合併の期日については、次のとおりとする。

合併の期日については、平成23年3月をめざすものとし、期日の決定は、協議の進捗状況を踏まえ、改めて協議する。

参考資料：別紙のとおり

【参考資料】

○合併の期日

合併の期日は合併の基本事項です。期日決定のポイントとしては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併時に予定される事務事業又は公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断されるべきものです。

<合併の期日決定に当たっての留意事項>

- (1) 市町村が合併するためには、合併関係市町村の各議会における議決の後、都道府県知事への申請、都道府県議会での議決、知事による合併の決定、知事から総務大臣への届出、総務大臣の告示などの手続きを経る必要があるため、これらの手続きに要する期間を十分に考慮して、合併の期日を定める必要がある。
- (2) 期日決定に当たっては、住民への説明と理解、住民生活への影響、協議会の協議の進捗状況、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等、また、住民サービスや各種事務事業の執行などにできる限り支障のない時期を総合的に判断し期日を定めることが必要である。
- (3) 先進事例においては、合併の期日は、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各自自治体のそれぞれの事情により期日を定めることができる。

〔平成11年4月から平成21年12月までの合併で、事例が多い合併月日〕

10月1日	77件
4月1日	73件
1月1日	68件
3月1日	41件
3月31日	33件
11月1日	30件
3月20日	25件
3月22日	25件
3月27日	19件
2月1日	17件
3月28日	16件

〔平成22年1月以降の合併月日〕

3月23日	10件
1月1日	4件
3月31日	3件
2月1日	2件
1月16日	1件
3月8日	1件
3月21日	1件
3月22日	1件
3月28日	1件
3月29日	1件

協議第4号

新市の名称について、次のとおり協議する。

平成22年5月14日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

新市の名称について

合併協定項目3. 新市の名称については、次のとおりとする。

新市の名称は、「出雲市」とする。

参考資料：別紙のとおり

【参考資料】

○新市の名称

〈新設合併の場合〉

新設合併の場合は、すべての市町村の法人格が消滅するため、新市町村の名称を新たに定めなければなりません。新市町村の名称の定めについては、法律上特に規定がないことから自由に定めることができます。もちろん、現在の名称を使用することもできます。

〈編入合併の場合〉

編入合併する場合は、編入する市町村の法人格のみが継続するため新市町村の名称は編入する市町村名とすることが一般的であるが、新しく定めることも可能です。

島根県における合併市町村名称

[島根県]

新市町村名	合併形式	合併年月日	旧市町村名
安来市	新設	H16.10.1	安来市、広瀬町、伯太町
江津市	編入	H16.10.1	江津市、桜江町
美郷町	新設	H16.10.1	邑智町、大和村
邑南町	新設	H16.10.1	羽須美村、瑞穂町、石見町
隠岐の島町	新設	H16.10.1	西郷町、布施村、五箇村、都万村
益田市	編入	H16.11.1	益田市、美都町、匹見町
雲南市	新設	H16.11.1	大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村、掛合町
飯南町	新設	H17.1.1	頓原町、赤来町
出雲市	新設	H17.3.22	出雲市、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町、大社町
松江市	新設	H17.3.31	松江市、鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、玉湯町、宍道町、八束町
奥出雲町	新設	H17.3.31	仁多町、横田町
津和野町	新設	H17.9.25	津和野町、日原町
浜田市	新設	H17.10.1	浜田市、金城町、旭町、弥栄村、三隅町
大田市	新設	H17.10.1	大田市、温泉津町、仁摩町
吉賀町	新設	H17.10.1	柿木村、六日市町

平成22年1月以降の合併市町村名称

新自治体名	合併形式	合併年月日	関係市町村
長浜市	編入	H22. 1. 1	長浜市、虎姫町、湖北町、高月町、木ノ本町、余呉町、西浅井町
糸島市	新設	H22. 1. 1	前原市、二丈町、志摩町
長野市	編入	H22. 1. 1	長野市、信州新町、中条村
宮古市	編入	H22. 1. 1	宮古市、川井村
山口市	編入	H22. 1.16	山口市、阿東町
八女市	編入	H22. 2. 1	八女市、黒木町、立花町、矢部村、星野村
豊川市	編入	H22. 2. 1	豊川市、小坂井町
富士川町	新設	H22. 3. 8	増穂町、鵜沢町
近江八幡市	新設	H22. 3.21	近江八幡市、安土町
あま市	新設	H22. 3.22	七宝町、美和町、甚目寺町
小林市	編入	H22. 3.23	小林市、野尻町
宮崎市	編入	H22. 3.23	宮崎市、清武町
熊本市	編入	H22. 3.23	熊本市、城南町
熊本市	編入	H22. 3.23	熊本市、植木町
久喜市	新設	H22. 3.23	久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町
加須市	新設	H22. 3.23	加須市、騎西町、北川辺町、大利根町
印西市	編入	H22. 3.23	印西市、印旛村、本埜村
湖西市	編入	H22. 3.23	湖西市、新居町
富士宮市	編入	H22. 3.23	富士宮市、芝川町
始良市	新設	H22. 3.23	加治木町、始良町、蒲生町
中之条町	編入	H22. 3.28	中之条町、六合村
栃木市	新設	H22. 3.29	栃木市、大平町、藤岡町、都賀町
佐世保市	編入	H22. 3.31	佐世保市、江迎町、鹿町町
長岡市	編入	H22. 3.31	長岡市、川口町
松本市	編入	H22. 3.31	松本市、波田町

<地方公共団体の名称に関連する法令>

《地方自治法》

第3条 地方公共団体の名称は、従来名称による。

2 都道府県の名称を変更しようとするときは、法律でこれを定める。

3 都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。

4 地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。

5 地方公共団体は、第3項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに都道府県知事に当該地方公共団体の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。

- 6 都道府県知事は、前項の規定による報告があったときは、直ちにその旨を総務大臣に通知しなければならない。
- 7 前項の規定による通知を受けたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

協議第5号

新市の事務所の位置について、次のとおり協議する。

平成22年5月14日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

新市の事務所の位置について

合併協定項目4. 新市の事務所の位置については、次のとおりとする。

新市の事務所の位置は、出雲市今市町70番地（現出雲市役所）とする。

現在の斐川町役場については、支所とする。

参考資料：別紙のとおり

【参考資料】

○新市の事務所の位置

〈新設合併の場合〉

すべての市町村を廃止し、新市町村を発足させることになるため、新市町村の事務所（本庁）の位置を定める必要があります。住民の利用に便利であること、交通の事情や他の官公庁等について考慮しながら協議を行います。

〈編入合併の場合〉

通常では編入した市町村の事務所の位置が新市町村の事務所の位置となります。

事務所の位置に関する法令

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

- 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。
- 3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

（支庁・地方事務所・支所等の設置）

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

- 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- 3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

【用語解説】

支 所

市町村内の特定区域を限り、主として市町村の事務全般にわたって事務をつかさどる事務所。

出張所

住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくてもすむ程度の事務を処理するために設置するいわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長である。

今後の合併協議会開催予定

合併協議会 開催日時	
第1回	5 / 14 (金) 15:00~17:00
第2回	6 / 3 (木) 15:00~17:00
第3回	6 / 29 (火) 15:00~17:00
第4回	7 / 13 (火) 15:00~17:00
第5回	7 / 28 (水) 15:00~17:00
第6回	8 / 11 (水) 15:00~17:00
第7回	8 / 25 (水) 15:00~17:00
第8回	
.	
.	
.	

日	月	火	水	木	金	土
5						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

日	月	火	水	木	金	土
6			1	2	3	4
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

日	月	火	水	木	金	土
7				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

日	月	火	水	木	金	土
8	1	2	3	4	5	6
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

日	月	火	水	木	金	土
9			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		